



山 梨 労 働 局
山 梨 県
平成 2 8 年 4 月 1 2 日 発表

担当
山梨労働局 職業安定部職業安定課
課 長 宮崎 正人
地方労働市場情報官 村松 聡
電話 055-225-2857

山梨県 産業労働部労政雇用課
課 長 上野 睦
総括課長補佐 大芝 一仁
電話 055-223-1561

労働局長と県知事が「山梨県雇用対策協定」を締結

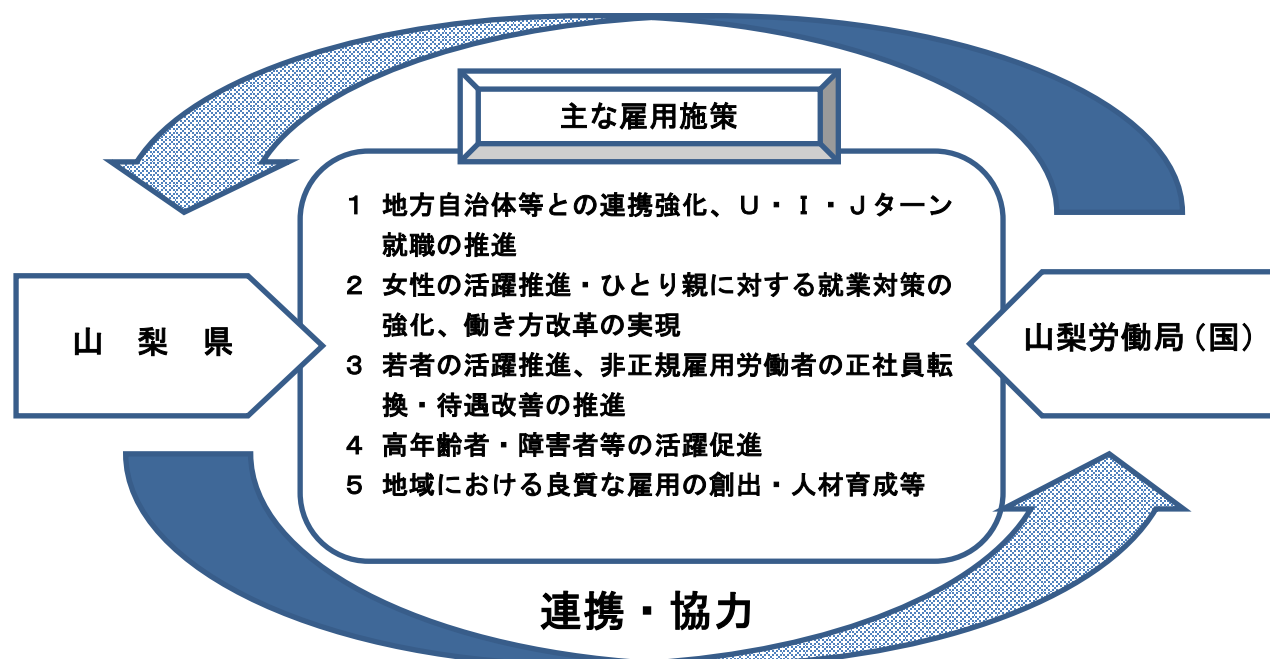
山梨労働局と山梨県は、国が推進する雇用施策と山梨県が推進する雇用、福祉、教育、産業振興等の様々な雇用失業情勢の改善に向けた各種施策を、総合的、効果的かつ一体的に実施するため、「山梨県雇用対策協定」を締結しましたので公表いたします。

なお、同協定に基づく平成 2 8 年度事業計画は、雇用対策法施行規則第 1 3 条の規定による「雇用施策実施方針」に相当するものです。

同協定の締結により、これまで以上に山梨労働局と山梨県の日常的・継続的な連携を強化していきます。

※添付資料

1. 「山梨県雇用対策協定」について
2. 「山梨県雇用対策協定 平成 28 年度事業計画の概要」
3. 「山梨県雇用対策協定」
4. 「平成 28 年度山梨県雇用施策実施方針（山梨県雇用対策協定平成 28 年度事業計画）」





山梨県雇用対策協定 締結式



協定を取り交わす、能坂正徳労働局長(左)と、後藤斎県知事(右)
平28年4月12日、山梨県庁 締結式会場



「山梨県雇用対策協定」について



平成28年4月12日

雇用対策協定とは

県と国が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために
県知事と労働局長が締結する協定

全国の締結状況

31都道府県55市4町1村にて締結（平成27年度末時点）

締結の目的

「県民の雇用の安定・向上を図る」ことを目的とし以下により推進

- ① 県と国が連携・協力して重点的に取り組む課題の明確化・認識を共有
- ② 課題解決のため、県と国が取り組む事項・連携して取り組む事項を明確化し、一体的に実施
- ③ 県と国との間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを新たに構築（運営協議会を設置し、事業計画の進捗管理及び実績評価を行うなど確実な連携を図る）

締結の効果

これまでの「雇用施策実施方針」に代わり「事業計画」を策定

- ① これまでの「雇用施策実施方針」は県知事の意見を聞いて労働局長が策定（協定に基づく「事業計画」は県と国が共同で策定⇒知事の意見が反映されやすくなる。）
- ② 協定により県知事と労働局長は必要な要請を相互に行うことができ誠実に対応
- ③ 新たに「運営協議会」を設置し、県と国の間で日常的・継続的な連携を強化



県の実施する産業施策・福祉施策と国（労働局・ハローワーク）の全国ネットワークを活かした雇用のセーフティネット機能とが、それぞれの強みを発揮しつつ連携することで相乗効果を生み住民サービスの向上を図る。

山梨県雇用対策協定 平成28年度事業計画の概要

山梨県と山梨労働局は「山梨県雇用対策協定」を締結し、共同・連携のもと
県民の雇用の安定及び向上に取り組んでまいります



山梨県



山梨労働局

- 一体的実施の推進
 - ・ やまなし・しごと・プラザの運営
 - ・ 子育て世帯の就労支援を重点的に行う新たな施設(やまなし・しごと・プラザサテライト)を開設
- やまなし暮らし支援センターにおけるU・I・Jターン就職の促進

I 地方自治体等との連携強化 U・I・Jターンの推進

- 一体的実施の推進
 - ・ 子育て世帯の就労支援を重点的に行う新たな施設(やまなし・しごと・プラザサテライト)を開設
- U・I・Jターン希望者に対するきめ細やかな職業相談

- 女性活躍推進法の普及啓発
- 山梨県母子家庭等就業・自立支援センターによる就職支援の実施
- ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施

II 女性の活躍推進・ひとり親 に対する就業対策の強化 働き方改革の実現

- 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- ハローワーク甲府マザーズコーナーによる就職支援
- 働き方・休み方の見直しに向けた取組の推進

- ジョブカフェやまなしにおける就職支援の実施
- 大学等と県内企業との就職情報交換会の開催

III 若者の活躍推進 非正規雇用労働者の正社員 転換・待遇改善の推進

- 若者雇用促進法の着実な施行
- 山梨県正社員転換・待遇改善実現地域プランに基づいた取組の推進

- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の実施
- 「障害者就業・生活支援センター」による就労支援

IV 高年齢者・障害者等の活躍 促進

- 企業等における高年齢者の雇用の推進
- 地域の関係機関と連携した多様な障害特性に対応した就労促進

- やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトによる雇用創出

V 地域における良質な雇用の 創出・人材育成等

- 県・関係機関との連携強化及び適切な受講あっせんと就職支援の実施

山梨県雇用対策協定

少子化・高齢化が一層進行し、労働力人口の減少が進む中、魅力ある地域社会を築き、県民の豊かで充実した生活の実現を図っていくためには、全国的な雇用施策に加え、山梨県の実情や課題に応じた独自の雇用対策を、地方自治体等と国の労働行政機関とが有機的な連携の下で機動的に進めていく必要がある。

このため、山梨県知事と厚生労働省山梨労働局長（以下「山梨労働局長」という。）は、以下のとおり「山梨県雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山梨県と厚生労働省山梨労働局（以下「山梨労働局」という。）が、相互に密に連携して、山梨県が行う雇用に関する施策と、山梨労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 山梨県及び山梨労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、山梨県及び山梨労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 山梨県知事及び山梨労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 山梨県知事及び山梨労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、山梨県及び山梨労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条

1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、山梨県及び山梨労働局は、協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、山梨県知事及び山梨労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

平成28年 4 月 1 2 日

山梨県知事

厚生労働省山梨労働局長

後藤 奇

能 坂 正 徳

平成28年度 山梨県雇用施策実施方針 概要

平成28年度 主な雇用施策

- 地方自治体等との連携強化、U・I・Jターン就職の促進
- 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化、働き方改革の実現
- 若者の活躍推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
- 高齢者・障害者等の活躍促進
- 地域における良質な雇用の創出・人材育成等

山梨県

連携・協力

山梨労働局

- ◆ 一体的実施の推進
- ◆ 「技術系人材の確保・育成対策アクションプラン」の実施
- ◆ 産学官連携人材確保・育成推進会議の開催等
- ◆ やまなし暮らし支援センターにおけるU・I・Jターン就職の促進
- ◆ ジョブカフェランチの実施
- ◆ ユースバンクやまなしによる情報提供
- ◆ 地方創生加速化交付金を活用したU・I・Jターンの促進

地方自治体等との
連携強化

U・I・Jターン
就職の促進

- ◆ 一体的実施の推進
- ◆ 山梨県との連携・協力による情報共有、早期再就職支援
- ◆ 「市町村連携型ふるさとハローワーク」における職業相談
- ◆ 技術系人材確保・育成への支援
- ◆ U・I・Jターン希望者に対するきめ細かな相談援助
- ◆ 地方創生加速化交付金を活用したU・I・Jターンの促進への協力

- ◆ やまなし・しごと・プラザサテライトによる就職支援の実施
- ◆ 山梨県子育て就労支援センターによる就職支援の実施
- ◆ 求職者支援訓練の受講者等に対する訓練手当の支給
- ◆ ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施
- ◆ 男性の子育て参加促進
- ◆ 女性の再就職支援
- ◆ 山梨県母子家庭等就業・自立支援センターによる就職支援の実施
- ◆ 女性活躍推進法の普及啓発

女性の活躍推進・ひ
とり親に対する就業
対策の強化

働き方改革の実現

- ◆ 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- ◆ ハローワーク甲府マザーズコーナーによる就職支援
- ◆ 家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介
- ◆ 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施
- ◆ 特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金の活用
- ◆ 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備
- ◆ 男性の育児休業制度取組促進
- ◆ 一般事業主行動計画の策定、くるみん認定、プラチナくるみん認定に向けた働きかけ
- ◆ 妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱い防止
- ◆ 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進

- ◆ ジョブカフェやまなしにおける就職支援の実施
- ◆ 就職面接会の開催
- ◆ 就職情報サイトの運営
- ◆ 大学等と県内企業との就職情報交換会の開催
- ◆ 産業技術短期大学校（専門課程）及び高等技術専門校（普通課程）における職業訓練の実施

若者の活躍推進

非正規雇用労働者
の正社員転換・待
遇改善の推進

- ◆ 若者雇用促進法にかかる着実な施行の取組
- ◆ 新卒者の採用拡大と早期求人提出の要請の実施
- ◆ 学卒ジョブサポーターによるきめ細かな就職支援
- ◆ 「新卒者等就職・採用応援本部」を活用しての就職支援
- ◆ 「ユースエール認定企業」の普及拡大
- ◆ 就職面接会の開催
- ◆ 新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク）での職業相談・職業紹介
- ◆ フリーターなどの就職支援、キャリアアップの促進
- ◆ ジョブ・カード制度の推進
- ◆ 山梨県若者サポートステーションとの連携
- ◆ 「山梨県正社員転換・待遇改善実現本部」の設置

- ◆ 障害者雇用安定促進助成金の支給
- ◆ 障害者委託訓練（実践トレーニングコース）の実施
- ◆ 一般校を活用した障害者職業能力開発事業の実施
- ◆ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の実施
- ◆ 「障害者就業・生活支援センター」による就労支援
- ◆ 障害者職業能力検定制度の導入

高齢者・障害者等
の活躍促進

- ◆ 企業等における高齢者の雇用の促進
- ◆ シルバー人材センターの機能強化
- ◆ 地域関係機関と連携した多様な障害者特性に
対応した就労促進
- ◆ 「障害者就業・生活支援センター」
との連携による職場定着の推進
- ◆ 雇用率達成指導の強化
- ◆ 障害者職業訓練の効果的な受講あっせん

- ◆ やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトによる雇用創出
- ◆ 雇用創出奨励金による雇用創出
- ◆ 「地域雇用開発計画」による雇用機会の増大
- ◆ 高等技術専門校及び就業支援センターにおける
職業訓練の実施
- ◆ 民間教育訓練機関等を活用した効果的な職業訓練の実施

地域における良質な雇
用の創出・人材育成等

- ◆ やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトへの支援
- ◆ 地域雇用開発助成金の周知
- ◆ 福祉分野の人材確保に向けた支援策の実施
- ◆ 人手不足分野における公共職業訓練等の拡充
- ◆ 山梨県・訓練関係機関との連携強化及び適切な受講
あっせんと就職支援の実施

雇用施策に関する数値目標

- ★職業安定行政における数値目標
- ◎就職件数（常用）…………… 12,497件以上
 - ◎求人充足件数（常用）…………… 11,911件以上
 - ◎雇用保険受給資格者の早期再就職件数… 3,325件以上

- ★山梨県と共同で定める数値目標
- ◎ジョブカフェにおける就職者数…………… 1,100人以上
 - ◎山梨県求職者総合支援センターにおける就職者数…………… 675人以上
 - ◎山梨県子育て就労支援センターにおける就職者数…………… 225人以上
 - ◎やまなし・しごと・プラザサテライトにおける就職者数…………… 150人以上